

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現行
<p>Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅱ-1 監督事務に係る基本的考え方</p> <p>Ⅱ-1-4 一般的な監督事務</p> <p>(1) モニタリング調査表の提出について</p> <p>オフサイト・モニタリングの一環として、金融商品取引業者等に対して、以下の事項に関し、金商法第56条の2第1項の規定に基づき、モニタリング調査表の提出を求めることとする。</p> <p>財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、モニタリング調査表の提出を受けた場合は、金融庁長官が示す取扱要領により、オフサイト・モニタリング報告に係る事務を行うものとする。また、具体的な事務については、財務局担当課室は、金融庁担当課室との十分な連携によりこれを行うものとする。</p> <p>【第一種金融商品取引業を行う者へのモニタリング】</p> <p>①～⑦ （略）</p> <p>【一定規模以上のファンド等の運用を行う者へのモニタリング（ファンド又は顧客資産ごとに実施）】</p> <p>① <u>ファンド等の名称</u></p> <p>② <u>業者区分</u></p> <p>③ <u>ファンド等の形態</u></p> <p>④ <u>運用期間に関する事項</u></p> <p>⑤ <u>権利者（投資主を含み、個人を除く。）に関する事項</u></p>	<p>Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅱ-1 監督事務に係る基本的考え方</p> <p>Ⅱ-1-4 一般的な監督事務</p> <p>(1) モニタリング調査表の提出について</p> <p>オフサイト・モニタリングの一環として、金融商品取引業者等に対して、以下の事項に関し、金商法第56条の2第1項の規定に基づき、モニタリング調査表の提出を求めることとする。</p> <p>財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、モニタリング調査表の提出を受けた場合は、金融庁長官が示す取扱要領により、オフサイト・モニタリング報告に係る事務を行うものとする。また、具体的な事務については、財務局担当課室は、金融庁担当課室との十分な連携によりこれを行うものとする。</p> <p>【第一種金融商品取引業を行う者へのモニタリング】</p> <p>①～⑦ （略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

⑥ 運用財産額に関する事項

⑦ 純財産額に関する事項

⑧ 投資対象に関する事項

⑨ 商品分類に関する事項

⑩ 借入状況に関する事項

⑪ 取引先リスクに関する事項

⑫ 流動性リスクに関する事項

(注) モニタリング調査表の提出を求める対象となる「一定規模以上のファンド等の運用を行う者」とは、毎年6月末日における直近の事業年度終了時点において、以下に該当し、かつ1ファンド又は1契約あたりの純資産額が500億円以上のファンド又は顧客資産を運用する者をいう。

・金商法第2条第8項第12号に掲げる行為を業として行う者

・金商法第2条第8項第14号に掲げる行為を業として行う者

・金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に関する投資として、金商法第2条第8項第15号ハに掲げる権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を業として行う者

VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）

VI-2 業務の適切性（投資運用業）

VI-2-3 投資信託委託業等に係る業務の適切性

VI-2-3-1 業務執行態勢

(1) 運用財産の運用・管理

(略)

このような点も踏まえつつ、投資信託委託会社等が運用財産の運用及びその管理を適切に行っているかどうかについて、以下のような点に留意して検証することとする。なお、以下の点については、その行う業務の内容、規模等を踏まえた上で総合的に判断する必要がある、評価項目の一部を充足していないことのみをもって、直ちに不適切とするものではない。

①～⑥ (略)

⑦ MRF（投信法施行規則第 25 条第 2 号に規定する公社債投資信託をいう。以下⑦及び⑧において同じ。）については、保有債券の突発的な価値の下落等により基準価額が 1 口 1 円を割り込むことで個人投資家の証券取引等に支障が生じることを回避するため、元本に生じた損失の全部又は一部を補填することが例外的に認められるが（金商法第 42 条の 2 第 6 号、金商業等府令第 129 条の 2）、これにより MRF の安定運用や投資信託委託会社等の健全性を害する事態とならないよう、MRF の運用に当たっては、投資信託協会自主規制規則「MRF 及び MMF の運営に関する規則」を遵守しているか。特に、当該規則に基づき金融庁に提出される緊急時対応策（以下「コンティンジェンシープラン」という。）に

VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）

VI-2 業務の適切性（投資運用業）

VI-2-3 投資信託委託業等に係る業務の適切性

VI-2-3-1 業務執行態勢

(1) 運用財産の運用・管理

(略)

このような点も踏まえつつ、投資信託委託会社等が運用財産の運用及びその管理を適切に行っているかどうかについて、以下のような点に留意して検証することとする。なお、以下の点については、その行う業務の内容、規模等を踏まえた上で総合的に判断する必要がある、評価項目の一部を充足していないことのみをもって、直ちに不適切とするものではない。

①～⑥ (略)

⑦ MRF（投信法施行規則第 25 条第 2 号に規定する公社債投資信託をいう。以下⑦において同じ。）については、保有債券の突発的な価値の下落等により基準価額が 1 口 1 円を割り込むことで個人投資家の証券取引等に支障が生じることを回避するため、元本に生じた損失の全部又は一部を補填することが例外的に認められるが（金商法第 42 条の 2 第 6 号、金商業等府令第 129 条の 2）、これにより MRF の安定運用や投資信託委託会社等の健全性を害する事態とならないよう、MRF の運用に当たっては、投資信託協会自主規制規則「MMF 等の運営に関する規則」に定める MRF の安定運用のための投資制限を遵守しているか。

については、MRFの安定運用を害する事態を十分に想定し、その事態に対する対応策が実効的なものとなっており、コンティンジェンシープランの実効性の検証を定期的に行い、必要に応じた見直しが行われているか。

⑧ MMF（投資信託財産の計算に関する規則第59条第1項第2号に規定する公社債投資信託のほか、基準価額が1口1円となるように運用している公社債投資信託（MRFを除く）をいう。以下⑧において同じ。）については、保有債券の突発的な価値の下落等により基準価額が1口1円を割り込む又はその蓋然性が高まることで、投資家による大量の解約請求が行われ混乱が発生する可能性がある。これによりMMFの安定運用や金融システムの健全性を害する事態とならないよう、MMFの運用に当たっては、投資信託協会自主規制規則「MRF及びMMFの運営に関する規則」を遵守しているか。特に、当該規則に基づき金融庁に提出されるコンティンジェンシープランについては、MMFの商品特性等を踏まえ、MMFの安定運用を害する事態を十分に想定し、その事態に対する対応策が実効的なものとなっているか。また、コンティンジェンシープランの実効性の検証を定期的に行い、必要に応じたコンティンジェンシープランや商品性の見直しが行われているか。

⑨・⑩ （略）

（新設）

⑧・⑨ （略）